

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
喜界町	旧志戸桶小校区(志戸桶・佐手久)	令和5年1月31日	令和4年1月25日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	308 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	264 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	121 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	46 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	70 ha
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積を確保できる見込みとなっているが、60才以上の中心経営体も多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

志戸桶集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者27経営体及び1法人経営体、新規認定農業者3経営体、基本構想到達者6経営体が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

佐手久集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者32経営体及び1法人経営体、新規認定農業者4経営体、基本構想到達者3経営体が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

基幹作物であるサトウキビの生産安定を基本として、野菜・果樹といった農作物の産地拡大を図るとともに、肉用牛の計画増頭、さらには収益性の高い新規作目の導入を目標とする。

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

人・農地プランの話し合い活動は継続して行う。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。